

十一、待遇改善要求並に罷業取行

十二月十八日次の要求事項を會社當局に提出し拒絶せられたので従業員一同は直ちに協議の上翌十九日より罷業を取行すると共に代表者を選出して更に會社側と交渉したのである。

要求 條件

- 1、賃金二割値上すること
- 2、夜勤歩増五分を一割とすること
- 3、定休日（一日、十五日）は出勤と看做し給料支給のこと

十二、解決條件

翌二十日も引續き罷業したのであるが數回接衛<sup>衛</sup>の結果次の條件にて解決し翌二十一日より就業せり。

解決 條件

- 1、賃金五分値上を承認す。

2、承認  
3、承認